

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当 課	健康福祉部 社会福祉課
委託業務番号	令和5年度 長社福第20号
委託業務名称	地域福祉活動事業
委託業務場所	一
業務の概要	この事業は、福祉関係団体(高齢者、心身しうがい者(児)、母子家庭等で組織する団体)が取り組む福祉活動に際し、大型バス・中型バス・小型バス・リフト付きバスといった福祉バスを運行することにより、地域福祉活動の推進とともに、自主的な社会活動の振興を図ることを目的とする。
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	3,500,000円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市湖北町速水2745番地 [商号又は名称]社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契約相手方の選定理由	長浜市地域福祉計画にもとづき、長浜市社会福祉協議会による福祉関係団体への支援を推進していくため
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>